

2022

6

No.212

鳥取市

河原町総合支所だより

編集・発行 鳥取市河原町総合支所 地域振興課 〒680-1221 鳥取市河原町渡一木277
TEL 0858-71-1722 FAX 0858-85-0672 MAIL kw-chiiki@city.tottori.lg.jp

支所・主な施設への直通電話

◀市外局番 0858▶

■地域振興課 TEL 71-1722
■市民福祉課 TEL 71-1724
■産業建設課 TEL 71-1726
■教育委員会分室 TEL 71-1727

■鳥取南地域
工事事務所 TEL 71-1729
■水道局
南地域水道事務所 TEL 76-3118

■河原町コミュニティ
センター TEL 76-3123
■夜間・休日 TEL 71-1722

令和4年5月1日現在(前月比) 人口/6,415人(-18) 男/3,094人(-7) 女/3,321人(-11) 世帯数/2,470世帯(±0)

地域内情報伝達設備補助金の申請・交付は 最終年度となりました

本市では、自治会をはじめとする地域コミュニティ活動を支援するために、自治会で主体的に整備される地域内の情報伝達設備整備にかかる経費について助成しています。

◀補助事業内容▶

補助対象事業	補助対象経費	補助率	上限補助額
(1)音声告知専用端末機器設置事業	音声告知専用端末機器の購入費及びこれらの設置に要する標準的工事費から10,000円を差し引いた経費 ↓ (※利用者の負担額は1世帯当たり10,000円となります。)	10分の10	1部落につき、音声告知専用端末機器等を購入設置した世帯数(町内会が管理する集会所等の共同設備を含む。)に次の額(37,850円)を乗じた額 37,850円×設置世帯数
(2)有線放送設備設置事業	スピーカー、放送卓、アンプ、ケーブル、マイク、ポール、非常用電源等の部落所有の有線放送設備の設置経費等 (※新規設置又は大規模改修) 部落所有の有線放送設備に音声告知専用端末機器を接続する経費等	2分の1	1部落につき2,500,000円
(3)地域無線システム設置事業	戸別受信機、放送卓、アンプ、アンテナ、マイク、非常用電源等の設備の設置経費等	2分の1	1部落につき2,500,000円

◀補助対象者▶

鳥取市自治連合会に加盟する自治会

◀注意▶

令和5年3月末までに事業を完了する必要があります。冬季は工事が実施できない場合がありますので、早めの申請をご検討ください。

◀その他▶

本補助金の利用は、期間内に1回限りとします。

ただし、「音声告知専用端末機器設置事業」に関して、利用後に新規設置者が出た場合は、この限りではありません。

【問い合わせ先】地域振興課 TEL 71-1722

春季グラウンドゴルフ大会

4月30日(土)、国英スポーツ広場で地域の皆さんを対象とした、グラウンドゴルフ大会が開催されました。皆さん毎年恒例のこの大会を楽しみ、和気あいあいと元気にプレーされました。



アウトドアクッキング

4月29日(金)、河原スポーツ広場で「子どもアウトドアクッキング」が開催されました。パンにチーズやソーセージなどの具材をはさみ、アルミホイルで包みます。そして牛乳パックに入れ、バーナーで炙ります。これぞアウトドアクッキング！紙パックが焼け、温かいパンが出来上がりました。



6月の税金〈納期限 6月30日(木)〉

市 県 民 税 第1期分
国民健康保険料 第1期分

6月 ごみ収集カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 プラスチック	2 可燃ごみ	3 ビン・缶 白トレ	4
5	6 可燃ごみ	7 小型破碎	8 プラスチック	9 可燃ごみ	10 ビン・缶 白トレ	11
12	13 可燃ごみ	14 小型破碎 PETボトル	15 プラスチック 古紙(河・国)	16 可燃ごみ	17 ビン・缶 白トレ	18
19	20 可燃ごみ	21 小型破碎 乾電池・蛍光灯	22 プラスチック 古紙(八・西・散)	23 可燃ごみ	24 ビン・缶 白トレ	25
26	27 可燃ごみ	28 小型破碎 PETボトル	29 プラスチック	30 可燃ごみ		

- 大型ごみは戸別有料収集です。因幡環境整備(☎87-6668)に依頼してください。
- 古紙類は希望された集落のみ回収します。

「人権擁護委員の日」

人権擁護委員制度をご存じですか。

人権擁護委員制度は、地域住民の中にあって国民の基本的な人権を擁護する機関として設けられた制度です。昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念して、毎年6月1日は「人権擁護委員の日」と定められました。

鳥取市長が推薦し、法務大臣から委嘱された河原地域の人権擁護委員は、次の2名です。

- わたなべ ゆきお
○渡邊 幸勇 さん(山 手)
- とりこえ よしと
○鳥越 淑人 さん(今在家)

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。人々がお互いに人権を守ることで、より明るい社会を作ることが私たちの願いです。

なお、6月1日の「人権擁護委員の日」には河原町老人福祉センターにおいて13:30~15:30まで特設人権相談所を開設します。

また、鳥取地方法務局人権擁護課でも平日の8:30~17:15まで人権相談を受け付けています。(電話番号 みんなの人権110番(ナビダイヤル)0570-003-110)

【問い合わせ先】市民福祉課 ☎71-1724